

## 有識者からの意見

## (報告書の記述に関する御意見)

御意見	関係箇所
<p>特定秘密の指定の件数の多寡と特定秘密に該当する情報の数は全く別のものであるが、混同して議論されることがあるので、欄外等でその違いについて説明を加えるべきである。</p>	1 頁脚注 2
<p>表 2 において、「指定に係る特定秘密管理者の名称」が明らかにされていない行政機関がある。特定秘密の指定を行った行政機関に限り、「指定に係る特定秘密管理者の名称」を記載しているのであれば、その説明を加えるべきである。</p>	3 頁注 1
<p>表 2 について、わかりやすさの観点から、指定に係る特定秘密管理者だけでなく、特定秘密管理者についても名称を記載すべきである。</p>	4 頁注 5
<p>適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった 1 件については、制度運用が適切になされているかを明らかにする観点から、特定秘密保護法第 13 条第 4 項の定める「認められなかった理由」の通知がなされたかについて記述すべきである。</p>	10 頁脚注 15
<p>特定秘密の有効期間を 3 年又は 2 年に設定した行政機関名及び当該特定秘密の内容を明らかにすべきである。また、指定を解除すべき条件を設定した 3 件の特定秘密について、行政機関名及びその内容を明らかにすべきである。</p>	15 頁脚注 19 及び脚注 21
<p>特定秘密が記録された行政文書の保有件数が平成 26 年末時点と平成 27 年末時点を比較して増減が大きい行政機関については、その理由を説明すべきである。</p>	19 頁 5 (2)

(運用に関する御意見)

御意見	関係箇所
<p>旧防衛秘密から法附則第5条の規定に基づき移行した特定秘密は、長い年月にわたって秘密指定されているものもある。このような特定秘密については、これまで何年間、秘密指定されているのか説明することを検討すべきである。</p>	8頁4(2)
<p>対象期間中の行政文書ファイル等の移管及び廃棄の件数は0件であったが、公文書管理法に基づき、保存期間が満了した際、国立公文書館等への移管又は廃棄のいずれの措置をとるのか保存期間の満了前のできる限り早い時期に定めておくべきである。</p>	9頁4(3)
<p>対象期間中の通報は0件であったが、通報がなかったことと通報すべき案件がなかったことは同じではない。通報がなかったことで良しとするのではなく、引き続き特定秘密保護法が適正かつ円滑に運用されるよう、しっかり取り組んでいただきたい。</p>	9頁4(4)
<p>適性評価が恣意的ではないことを明らかにする観点から、適性評価を実施した結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった理由を個人のプライバシーにも配慮しつつ、可能な限り明らかにするよう努めるべきである。</p>	9頁4(5)ア
<p>5年の有効期間は標準的な期間として定められているものではないと認識しており、期間の設定の仕方の適否について、今後各行政機関においてより厳密に検討すべきである。</p>	15頁5(1)エ
<p>災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点から公表の必要性のある場合には適正な指定を解除すべき条件の設定件数を増やすべきである。</p>	15頁5(1)オ